

# NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車監査指導部 (貨物担当)

(担当) 牧野・松本

(電話) 06-6949-6448

令和4年4月27日

## トラック事業者の 名義貸し等に対する行政処分

下記のとおり、トラック事業者(一般貨物自動車運送事業者)に対して貨物自動車運送事業法第33条(※)の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業の事業停止命令及び事業用自動車の使用停止を行ったのでお知らせします。

### 記

- 処分年月日:令和4年4月27日  
処分内容:事業停止 30日間 及び  
事業用自動車の使用停止 20日車 (2両×10日車)
- 事業者名:てらいちサービス有限公司 (法人番号 5120002075916)  
事業者住所:大阪府交野市私部1丁目33番2号  
代表者:代表取締役 矢寺 一美  
営業所:本社営業所(大阪府交野市私部1丁目33番2号)  
配置車両数:16両
- 監査の概要:  
公安委員会からの通知を端緒に、令和2年11月27日、令和3年2月12日、同年4月19日に大阪運輸支局が、令和4年1月28日に近畿運輸局が監査を実施した結果、下記4及び5の貨物自動車運送事業法違反が判明した。

4. 事業停止に関するもの(違反の内容)
  - ① 名義貸し  
(貨物自動車運送事業法第27条第1項)
  
5. 車両停止に関するもの(違反の内容)
  - ① 運転適性診断受診義務違反  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
  
  - ② 運行管理者の講習受講義務違反  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)

※ 貨物自動車運送事業法より抜粋  
第33条

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 2 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

配布先 青灯クラブ 陸運記者会(トラック部会)
-------------------------------